

日本鉄筋継手協会 優良会社認定制度規則 異議申立てに関する内規

2021年11月25日 施行

1. 一般事項

本内規は、日本鉄筋継手協会優良会社認定制度規則（以下、「規則」という。）第19条に定める異議申立てを補完する内容について規定する。

2. 取扱い

- (1) 審査内容、審査方法及びその結果について申し立てがなされた場合、異議申立として取り扱う。ただし、同一案件における異議申立ては1回を限度とする。
- (2) 各優良会社認定規定に定める認定を求める会社（以下、「申請会社」という。）及び各優良認定会社からの申し立てのみを取り扱う。
- (3) (2) 以外の代理人等からの申し立てについては、異議申立としては取り扱わず、協会に寄せられる一般的な「問い合わせ」として取り扱う。

3. 手順及び処理

受付及び処理は、次の手順に従って行う。

(1) 申立者の意思確認

次の1)～8)の条件のもと、申立者に異議申し立てを行うことの明確な意思があることを確認する。

- 1) 申し立てを行う者は、申立者本人であり代理人等ではないこと。
- 2) 申立者の審査及び利害関係に直接関与していない委員3名で構成する異議申立審議委員会（以下、「審議委員会」という。）にて審議を行うこと。
- 3) 審議委員会委員については、後日、申立者に通知されること。
- 4) 審議委員会委員の構成に不服がある場合は、書面でその旨を届け出ること。
- 5) 審議委員会委員が決定された後、当該委員会が開始されること。
- 6) 審議委員会の審議結果が決定するまでは、異議申立て前の状態が有効であること。
- 7) 審議委員会が決定した審議結果について、異議申立てはできないこと。
- 8) 申立者は、審議委員会が決定した審議結果に従うこと。

(2) 申し立て書類等の受付及び受理

(3) 審議委員会の設置

(4) 審議委員会委員長及び委員の構成

(5) 審議委員会構成への不服申立ての有無

(6) 審議委員会構成への不服申立ての確認・審議

(7) 審議委員会の開催

(8) 審議結果の通知

(9) 優良会社認定委員会（以下、「認定委員会」という。）へ審議結果を答申及び報告

4. 受 理

(1) 申立者に対して次の要件を記載した異議申立審議申請書（自由書式）を認定委員会へ提出するよう求める。

- 1) 氏名、郵便番号及び所在地
- 2) 申立者の要求事項（どのようにして欲しいのか）
- 3) 申立内容（どのような内容について申し立てたのか）
- 4) 申立理由（要求が正しいと考える理由）

(2) 異議申立審議申請書に（1）1）～4）の必要事項が漏れなく記載されていることを確認し、当該申請書に協会受付印の押印をもって受理する。

5. 審議委員会の設置

申立てが正式に受理された場合、認定委員会委員長は、審議委員会委員長及び委員2名の計3名からなる審議委員会を案件毎に設置する。

6. 審議委員会の構成

- (1) 認定委員会委員長は、審議委員会委員長を指名する。
- (2) 審議委員会委員長は、2名の審議委員会委員を指名する。
- (3) 指名された審議委員会委員長及び2名の審議委員は、次の要件を満足していなければならない。
 - 1) 認定委員会の委員であること。
 - 2) 申し立てされた案件に直接関わっていないこと。
 - 3) 申立者との利害関係がないこと。
 - 4) 委員会及び審議委員会に出席可能なこと（代理出席及び委任状出席は認めない。）。

7. 審議委員会の開催

審議委員長及び委員の合議により異議申立てを採用するか、異議申立てを却下とするのかを決定する。

- (1) 審議委員会の開催日程は、審議委員長及び委員の合意による。
- (2) 認定委員会は、審議委員会に対して当該案件に関するすべての資料等を開示する。
- (3) 審議委員会は、必要に応じて当該案件に係わった者の面接及び書面提出を求めることができる。

8. 審議結果の処理

審議委員会委員長は、認定委員会に異議申立てに関する処理結果を報告する。なお、その結果が規則、規定等に影響を及ぼす場合は、認定委員会へ改正案を立案し附議する。

9. 報告及び回答

認定委員会は、審議委員会の審議結果の報告を受け、その報告内容及び審議結果を確認し、異議申立者に回答する。

附 則

1. 本内規の改正又は廃止は、日本鉄筋継手協会優良会社認定制度規則の改正又は廃止に準ずる。
2. 本内規は、2021年11月25日に制定し、同日より施行する。

<以下、空白>